

北部図書館機能等整備工事設計業務の実施に係る手続開始の公告

北部図書館機能等整備工事設計業務の委託について、次のとおり公募型プロポーザルにより募集するので、守山市プロポーザル方式等による契約手続に関する実施要項（平成20年告示第40号）第9条第2項の規定により公告する。

令和2年8月19日

守山市長 宮本 和宏

1 業務の概要

- (1) 業務名 北部図書館機能等整備工事設計業務
- (2) 業務内容 基本設計および実施設計等
- (3) 履行期間 令和2年契約締結日から令和3年3月26日まで
- (4) 業務委託料 20,735千円(消費税および地方消費税額を含む)以下を想定している。

2 資格要件

参加表明書を提出できる者は、以下の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業または(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

なお、資格要件の審査基準日は本プロポーザル手続開始を公告した日の前日とする。

(1) 単体企業（個人設計事務所を含む）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別決算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

ウ 国税、都道府県税および市税等の滞納者でないこと。

エ 本手続における提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事

実について記載しなかった者でないこと。

オ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 役員等（競争入札に参加しようとする法人の役員（個人事務所の場合は代表者をいう）をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

キ 滋賀県内に本店を有する者

ク 平成22年4月1日から公告日前日までに500㎡以上かつ2階建て以上の鉄骨造建築物の新築、増築、改築の設計業務（基本設計のみの業務および意図伝達業務を除く。）を元請（共同体の代表構成員としての実績またはPFI事業の構成員としての実績を含む。）として受託し、完了した実績を有すること。（日本国内の実績に限る。）

ケ 配置予定技術者に関する要件

(ア) 管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者を各1名配置すること。（管理技術者と担当主任技術者のうち1名、また電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者は兼務可とする。）なお、各担当主任技術者は協力事務所に所属する者を配置することができる。

(イ) 管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。

(ウ) 契約締結時に(ア)に掲げる技術者の一覧を提出すること。

(2) 設計共同体（以下「共同体」という。）

ア 共同体に関する要件

(ア) 各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業または他の共同体の構成員で

ないこと。

(イ) 各構成員は、その分担業務毎に、担当技術者を配置するものとする。

イ すべての構成員に関する要件

2 (1)アからカに掲げる条件を満たしていること。

ウ 代表構成員に関する要件

(ア) 2 (1)キおよびクに掲げる条件を満たしている者であること。

(イ) その他の構成員の分担業務額を上回ること。

(ウ) 管理技術者を配置すること。

エ 配置予定技術者に関する要件 2 (1)ケに同じ。

3 手続等

(1) 事務局

守山市教育委員会事務局 教育総務課

住所：〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話番号：077-582-1140

ファックス番号：077-582-9441

メールアドレス：kyoisomu@city.moriyama.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.moriyama.lg.jp>

(2) 実施要項等交付場所および問い合わせ先：(1)の事務局に同じ

(3) 実施要項等の交付期間：公告日から令和2年9月9日（水曜日）まで

(4) 実施要項等の交付方法：

(1)の事務局のホームページ内の所定のページよりダウンロード

(5) 説明会：行わない。

(6) 参加表明書の提出期限：令和2年9月9日（水曜日）午後5時まで

(7) 参加表明書の提出場所および方法：(1)の事務局への郵送（簡易書留郵便）、宅配便（信書を送れるものに限る）または持参とする（提出期限内に必着のこと。）

(8) 技術提案書等の提出期限：令和2年9月25日（金曜日）午後5時まで

(9) 技術提案書等の提出場所および方法：(1)の事務局への郵送（簡易書留郵便）、宅配便（信書を送れるものに限る）または持参とする（提出期限内に必着のこと。）

4 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

発注者が設置する北部図書館機能等整備工事設計業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき審査を行い、評価点が最も高かった者を本業務の契約予定者とする。

(2) 審査委員会：実施要項のとおり

(3) 評価基準および評価点：実施要項のとおり

(4) 参加資格の確認

事務局において参加表明書等の提出書類により資格要件を確認し、参加資格者として選定する。

(5) 審査

参加資格者について、審査委員会において技術提案書等の提出書類、プレゼンテーションについて評価基準および評価点に沿って審査を行う。審査の結果により評価点を算出し、評価点が最も高い者を契約予定者として特定する。評価点が次に高かった者を順に補欠契約予定者とし、契約予定者と契約が成立しなかった場合は、順に補欠契約予定者が契約予定者となる。なお、プレゼンテーションの日時および場所については、別途通知する。

5 契約の締結および違約金

契約予定者が、実施要項および守山市財務規則(昭和39年規則第6号)等を承知して提出した見積書に記載された金額を業務委託料として契約する予定である。ただし、契約予定者が契約を締結しないときは、見積額の100分の5を違約金として徴取する。

6 その他

(1) プロポーザルの参加に関する経費は、参加者の負担とする。

(2) 参加表明書等の提出書類は、返却しない。

(3) 参加表明書等を受理した後は、加筆、訂正および差し替え等は認めない。

(4) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限る。

(5) 本業務の契約成立までに、2に掲げる資格要件のうちひとつでも満たさないこととなった場合は、契約を締結しない。

(6) 本業務委託契約者と工事施工監理業務を別途契約により委託する予定である。

(7) その他詳細は実施要項による。